

平成30年9月21日

放送受信契約の未契約事業所に対する民事訴訟の提起について

本日、宿泊施設を経営する事業所1件（本社所在地は島根県）に対し、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

島根県に本社を置く未契約の事業所に対する訴訟の提起は初めてです。

NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。

今回提訴した事業所に対しては、受信機の設置数に応じた数の契約を繰り返しお願いしてきましたが、ご理解を頂けなかったため、平成30年5月17日に担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、対応を重ねてきました。

平成30年6月22日には、このままでは民事訴訟を提起せざるを得ない旨を予告しましたが、なおご契約をいただけなかったため、本日の提訴に至りました。

NHKは今後とも、受信料の公平負担の徹底のため、あらゆる努力をしてまいります。

【未契約事業所に対する民事訴訟の状況】

未契約の事業所については、これまでに全国で計28件の民事訴訟の提起を行いました。そのうち12件については提起後、放送受信契約を締結し必要な受信料を支払いいただいたことで、訴えを取り下げました。また、7件については和解が成立し、4件についてはNHKの請求を認める判決が確定しています。

残る5件については現在係争中（東京高裁1件、東京地裁4件）です。